

外貨普通預金規定（非居住者円普通預金を含む）

外貨普通預金および非居住者円普通預金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定の第2条、第3条、第5条および次の規定により取扱いします。

1（取扱店の範囲）

この預金の預入れ、払戻しまたは解約は原則として全店でお取扱いできます。（ただし、非居住者円普通預金は預金店に限り取扱いします。）

2（取扱日）

この預金は当店の営業日であっても、外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しができないことがあります。

3（口座への受入れ）

（1）この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

- ① 現金
- ② 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収書等（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの。
- ③ 為替による振込金

（2）当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当行所定の手数料をいただきます。

（3）手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

（4）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続をすませてください。

（5）手形、小切手類を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱いします。

4（預入単位）

この預金の最低預入額は、当該通貨1通貨単位以上の金額とします。

5（利 息）

この預金の利息は毎月の最終残高1通貨単位以上について付利単位を1通貨単位として毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率によって1年を365日として計算のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

5の2（取引の制限等）

（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（2）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6 (預金の払戻し・解約)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名のうえ提出してください。
- (2) この預金の外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨金額相当の本邦通貨により支払うことがあります。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 前条第1項から第3項に定める取引等の制限にかかる事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第1項または第2項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑦ 前記第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7 (外国為替相場・手数料)

- (1) この預金口座へ、預金口座と異なる通貨を預入れる場合、またはこの預金口座から、この預金口座と異なる通貨で払戻す場合には、当行所定の為替相場により換算します。
- (2) この預金口座と同一の幣種で預入れ、または払戻す場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

8 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注

意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9（適用法令等）

この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。

10（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11（規定の適用）

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引排除規定を適用します。

12（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
(2020.3.2)